

信州 P-TECH 実施要領

(目的)

第 1 条 本実施要領は、県立高等学校、工科短期大学校及び DX に関する企業等が連携及び協力し、生涯にわたって社会で活躍する DX 人材を育成する信州 P-TECH 事業について、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業名称)

第 2 条 事業の名称を「信州 P-TECH」とする。

(対象高等学校の指定)

第 3 条 事業を実施する県立高等学校は、長野県教育委員会が指定し、別表 2 のとおりとする。

(対象工科短期大学校の指定)

第 4 条 事業を実施する工科短期大学校は、長野県が指定し、別表 2 のとおりとする。

(事業に参加する企業等)

第 5 条 事業に参加する企業等（以下「参加企業等」という。）は、第 8 条に定めるコンソーシアムに加入し、指定の高等学校及び短期大学校に対し、第 6 条に定める実施内容を行い、教職員及び生徒・学生を支援する。

(事業の概要)

第 6 条 実施を行う信州 P-TECH 事業の概要は以下の通りとする。

区分	項目	実施内容
高等学校及び短期大学校における取組	一貫した連携統合教育プログラムの実施	指定する高等学校及び短期大学校は、一貫した連携統合教育プログラムを開発及び策定し、実施するものとする。実施する教育プログラムの基本的な展開は、別表 1 のとおりとする。
	生徒及び学生の進学の支援に関する取組	指定する高等学校及び短期大学校における 5 年間の一貫した教育プログラムを実施及び提供するために、生徒が連携短大に円滑に進学するための進学制度等を検討する。
	生徒・学生の学習環境の提供	生徒及び学生が 5 年間の一貫した教育プログラムを受講できるようにするために、学習環境を提供する。
参加企業による取組	事業で育成すべき人材の能力等に関すること	参加企業等は、IT を活用して社会課題を解決するなど、DX 人材として活躍するために必要とされる具体的能力について情報を提供し、指定する高等学校及び短期大学校とともに検討する。
	教育プログラム策定	参加企業等は、指定する高等学校及び短期大学校におけ

	に係る支援	る一貫した連携統合教育プログラムの開発及び策定に当たり、IT 関連企業等で具体的に求められる資質及び能力等に関する情報を提供し、連携教育プログラムの開発及び策定を支援する。
	教育活動の実施支援	参加企業等は、連携統合教育プログラムに基づく教育活動において、参加企業等の社員によるメンタリング（技術講演・講習を含む）、参加企業等への生徒・学生の職場訪問、ジョブシャドウイング、プロジェクト型学習、DX に関する講話の実施及びインターンシップ等の教育活動を、指定する高等学校及び短期大学校と協力して円滑に実施する。参加企業等は、取組の各活動のコーディネーションを行う担当者を任命する。

（就業等の支援）

第 7 条 参加企業等は、高等学校及び短期大学校における 5 年間の課程を修了した生徒・学生の進学や就業について、自社での採用の検討、他社への生徒・学生の推薦等を含め必要な支援を行うものとする。

2 参加企業等は、生徒・学生が進学や就業のキャリアを検討するに当たり、生徒・学生との調整により、インターンシップ（有給・無給を問わない）の実施等の必要な支援策について検討するものとする。

3 参加企業等は、生徒・学生の就業等に当たっては、差別のない公正な選考等の実施に配慮するものとする。

（連絡調整）

第 8 条 事業を円滑に推進するため、信州 P-TECH コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）を設置し、必要な連携協議を行う。

（本事業の実施に係る費用負担）

第 9 条 事業において経費負担が発生する場合は、原則として経費の発生する組織・団体等において負担することとするが、この定めによりがたい場合には、協議によりその都度決定するものとする。

（事故の防止及び対応）

第 10 条 事業の実施においては、事故等のないように万全の注意を払うものとする。万が一事故等があった場合には、生徒・学生が在籍する学校等の校長に報告し、必要な指示を仰ぐこととする。

（個人情報の保護）

第 11 条 事業の実施に当たり、個人情報の取扱いには十分留意することとし、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他個人情報の管理のために必要な措置を講じなければならない。

第 12 条 長野県および長野県教育委員会は、本実施要領を改定する場合には、事前にコンソーシアム

に意見を聴取するものとする。

(附則)

この要領は、令和4年9月7日から施行する。

別表1

年次	高等学校1年 (1年目)	高等学校2年 (2年目)	高等学校3年 (3年目)	短大1年 (4年目)	短大2年 (5年目)
主として育成すべき能力等	・DX人材として必要な基本的素養	・DX人材としての専門力の基礎 ・企業人・社会人としての基本的能力の基礎		・DX人材としての専門力 ・企業人・社会人としての基本的能力	
連携及び協力して実施する具体的取組例	・DXに関する社会人講話等	・メンタリング ・職場訪問 ・課題研究		・メンタリング ・インターンシップ ・課題研究	
学年ごとに年4回程度のプログラム（詳細はコンソーシアムにて決定）を想定					

別表2（第3条及び第4条関係）

指定する県立高等学校及び工科短期大学校

県立高等学校	長野県上田千曲高等学校	事業開始年度 令和4年度
工科短期大学校	長野県工科短期大学校	